**資料1-2**

災害支援鍼灸マッサージ師派遣要領

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

目　次

|  |  |
| --- | --- |
| 第１章 総則 |  |
| １）目的 | 2 |
| ２）災害支援鍼灸マッサージ師派遣の基本的な考え方 | 2 |
| ３）災害時支援の対応区分 | 3 |
|  |  |
| 第２章 災害支援鍼灸マッサージ師 |  |
| １）災害支援鍼灸マッサージ師とは  | 4 |
| ２）要件・条件 | 4 |
| ３）活動時期と派遣期間  | 4 |
| ４）活動場所  | 5 |
| ５）活動に必要な経費 | 5 |
| ６）事故補償 | 5 |
|  |  |
| 第３章 災害発生時の対応 |  |
| １）情報収集と共有 | 5 |
| ２）本会内における情報収集・報告 | 5 |
| ３）都道府県鍼灸マッサージ師会との情報共有 | 6 |
| ４）支援対応区分の判定 | 6 |
| ５）災害支援鍼灸マッサージ師派遣手順 | 7 |
| レベル１（単独支援対応）の場合 | 7 |
| 　レベル２（ブロックの師会支援対応）・レベル３（広域支援対応）の場合 | 7 |
|  |  |
| 第４章 平常時における対応 |  |
| １）本会の役割 | 11 |
| ２）都道府県鍼灸マッサージ師会の役割 | 11 |

**第１章 総則**

**１）目的**

本要領は、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会（以下「本会」という。）危機管理基本規程に基づき、大規模自然災害発生時に、別項に規定する災害支援鍼灸マッサージ師を派遣し、被災地の需要や必要性に応じて柔軟に災害時の鍼灸マッサージ等支援活動、その他を実践するための体制及び対応方法を定めるものである。

**２）災害支援鍼灸マッサージ師派遣の基本的な考え方**

災害支援鍼灸マッサージ師派遣の際には、災害の規模等に応じてレベル１・２・３に区分し、レベルごとに定められた方法で本会又は災害が発生した都道府県鍼灸マッサージ師会が災害支援鍼灸マッサージ師の派遣調整を行う。

災害時に効果的な鍼灸支援活動を実践するため、本会と都道府県鍼灸マッサージ師会等との連携の在り方を明確にし、災害時支援体制を整備しておく（図１参照）。

地方自治体

都道府県鍼灸マッサージ師会

ブロックの師会

情報交換

・連携

関連機関・関連団体

厚生労働省 等

全日本鍼灸マッサージ師会

災害対策本部

地方自治体

現地災害対策本部

災害ボランティアセンター

DMAT

医師会

歯科医師会

薬剤師会

看護協会 等

被災県鍼灸マッサージ師会

災害対策本部

|  |
| --- |
| **災害支援鍼灸マッサージ師の派遣者連絡**災害支援鍼灸マッサージ師派遣情報交換・連携、コーディネート災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請（被災県鍼灸マッサージ師会のみで鍼灸等支援活動が可能な場合）情報交換・連携災害支援鍼灸マッサージ師に関する情報提供災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請登録／派遣受諾**被災状況・支援の要否連絡**鍼灸等支援活動災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請情報交換・連携 |

（図１：災害支援鍼灸マッサージ師派遣の仕組み）

３）災害対策委員会の設置

　　各県師会及びブロックに於いて、災害対策委員会を設置する。委員においては、災害発生時、被災県への災害鍼灸マッサージ師派遣のための外部調整、支援ボランティアに対する調整を図る。

４）災害時支援の対応区分

レベル１（単独支援対応）

被災県鍼灸マッサージ師会のみで災害時の鍼灸等支援活動が可能な場合をレベル１とする。

レベル１においては、被災県鍼灸マッサージ師会が災害支援鍼灸マッサージ師を派遣し、災害時の鍼灸等支援活動を実施する。

**レベル２（ブロックの師会支援対応）**

被災県鍼灸マッサージ師会のみでは災害時の鍼灸等支援活動が困難又は不十分であり、ブロックの師会からの支援が必要な場合をレベル２とする。

レベル２においては、本会の要請の下、被災県鍼灸マッサージ師会及びブロックの師会が災害支援鍼灸マッサージ師を派遣し、災害時の鍼灸等支援活動を実施する。 本会におけるブロックは下記の通りとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ブロック名 | 都道府県名 |
| 北海道 | 北海道 |
| 東北 | 青森　岩手　宮城　秋田　山形　福島 |
| 関東甲越 | 茨城　栃木　群馬　埼玉　千葉　東京　神奈川　新潟　山梨 |
| 北陸 | 富山　石川　福井 |
| 中部 | 長野　岐阜　静岡　愛知　三重 |
| 近畿 | 滋賀　京都　大阪　兵庫　奈良　和歌山 |
| 中国 | 鳥取　島根　岡山　広島　山口　 |
| 四国 | 徳島　香川　愛媛　高知 |
| 九州 | 福岡　佐賀　長崎　熊本　大分　宮崎　鹿児島　沖縄 |

**レベル３（広域支援対応）**

被災県鍼灸マッサージ師会及びブロックの師会のみでは災害時の鍼灸等支援活動が困難又は不十分であり、当該活動が長期化すると見込まれる場合をレベル３とする。

レベル３においては、本会の要請の下、全国の都道府県鍼灸マッサージ師会（被災県鍼灸マッサージ師会及びブロックの師会を含む。）が災害支援鍼灸マッサージ師を派遣し、災害時の鍼灸マッサージ等支援活動を実施する。

ただし、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣に際し、都道府県鍼灸マッサージ師会が行政又は関係諸機関（災害支援鍼灸マッサージ師の所属施設を含む）と調整をしながら行うが、被災都道府県鍼灸マッサージ師会のみで行うことが困難な場合、支援対応区分を問わず、他県またはブロックの師会の支援を得ながら行う。

**第２章 災害支援鍼灸マッサージ師**

**１）災害支援鍼灸マッサージ師とは**

災害支援鍼灸マッサージ師とは、都道府県鍼灸マッサージ師会に登録されている鍼灸マッサージ師であり、はり師・きゅう師の職能団体の一員として、被災した鍼灸マッサージ師の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療やケアを提供する役割を担う鍼灸マッサージ師のことをいう。

災害支援鍼灸マッサージ師による災害時の鍼灸等支援活動は、自己完結型を基本とする。

**２）要件**

災害支援鍼灸マッサージ師に登録するための要件は、以下のとおりとする。

ただし、都道府県鍼灸マッサージ師会長が特別の事情があると認めた場合には、以下の要件にかかわらず登録を認めることができる。

①都道府県鍼灸マッサージ師会の会員であること。

②実務経験年数が３年以上であること。

③所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること。

④災害支援鍼灸マッサージ師養成のための研修等を受講していること。

⑤災害支援ボランティア活動の経験があるもの。

⑥救急救命講習の受講

**３**）条件

 災害支援鍼灸マッサージ師として登録する際には、以下の条件を満たすように努める

1. 定期的（1年に1回程度）に本会又は都道府県鍼灸マッサージ師会、他団体で開催する災害医療研修への参加が可能であること。

②災害鍼灸等支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入していること。

③帰還後に都道府県鍼灸マッサージ師会が主催する報告会・交流会等への参加が可能であること。

**４**）取り消し

 災害支援鍼灸マッサージ師が以下の事由に該当する場合には、都道府県鍼灸マッサージ師会長は登録を取り消すことができる。

①災害支援鍼灸マッサージ師として登録している都道府県鍼灸マッサージ師会の会員資格を喪失したとき。

②行政処分によりはり師・きゅう師の免許が取り消されたとき。

③その他、登録先の都道府県鍼灸マッサージ師会長が、登録を取り消す必要があると特に認めたとき。

**５）活動時期と支援方法**

災害支援鍼灸マッサージ師の被災地での活動時期は、初期から避難所生活の解消時期を目安としながらも災害の程度等によってはそれを超えることができる。また初動においては、災害派遣医療チーム（Disaster　Medical　Assistance　Team）DMATとの連携のもと災害対策委員、被災地都道府県鍼灸マッサージ師会、またはブロックの災害支援鍼灸マッサージ師を充てる。また、DMAT撤退後は、災害ボランティアセンターのコーディネートに従い、被災地災害対策委員会の派遣人員のコーディネートにより、災害鍼灸マッサージ師の派遣を行う。

**６）活動場所**

災害支援鍼灸マッサージ師が活動する場所は、原則として被災した避難所（福祉避難所を含む）、医療機関・社会福祉施設、災害対策本部、仮設住宅等とする。

**7）活動に必要な経費**

レベル２及び３において、本会が派遣調整を行う災害支援鍼灸マッサージ師の活動にあたって必要な交通費・宿泊費については、募金の範囲内において活動後に支給する。上記以外に発生する経費その他の負担については個人または都道府県鍼灸マッサージ師会等が負うものとする。

**8）事故補償**

レベル２及び３において、本会が派遣調整を行う災害支援鍼灸マッサージ師の活動にあたっては、本会は災害鍼灸等支援活動中（出発地と被災地との移動を含む。）の事故等に対応するため、天災担保特約付き国内旅行傷害保険、または社会福祉協議会のボランティア保険に加入する。

また、レベル２及び３において、本会が災害支援鍼灸マッサージ師の派遣調整を行った場合、その鍼灸等支援活動に関連して災害支援鍼灸マッサージ師が第三者に損害を与えた場合には、個人加入の賠償責任保険において対応する。

**第３章 災害発生時の対応**

大規模自然災害が発生した場合において、本会として支援する必要があると判断したときは、以下の対応を行う。

**１）情報の収集と共有**

災害時の支援においては、限られた人材及び物資等で最大限の効果を発揮しなければならないことから、需要と必要性を的確に評価や査定して進める必要がある。需要と必要性を評価や査定するために必要な情報を収集することは、災害時の支援を有効かつ効率的に実施するための前提であり、初動における最重要事項である。

**２）本会内における情報収集・報告**

大規模自然災害が発生した場合、本会災害対策本部は被災県鍼灸マッサージ師会から通知される「災害状況連絡票（様式Ａ）」等により、災害の概況、被災状況（被災県鍼灸マッサージ師会及び会員の状況を含む。）、被災地内における災害支援鍼灸マッサージ師派遣状況、支援要請の有無等について情報を集約し、直ちに本会会長及び災害対策委員会に報告する。

その他、危機管理基本規程に則り「災害対策本部」を設置した際には、それぞれ編成された各班および関係部署における十分な情報共有を図る。

対策本部設置後DMATへの連絡を行い情報の共有化と共同活動の可否を検討する。

**３）都道府県鍼灸マッサージ師会との情報共有**

本会は、国・地方自治体、マスコミその他あらゆる媒体を活用した情報収集を行い、 被災県鍼灸マッサージ師会、被災ブロックの師会と緊密に情報共有を図る。その際、個別の災害に応じて最も有効な連絡手段を活用し、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣状況等について情報を把握する。

また、レベル２・３の災害時には、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣状況等について本会会員ネット掲示板に掲載し、都道府県鍼灸マッサージ師会との情報共有を図る。

|  |
| --- |
| 災害対策委員会は被災県鍼灸マッサージ師会と連携全鍼灸マッサージ師会内に危機管理基本規程に基づき災害対策本部を設置全日本鍼灸マッサージ師会事務所災害状況及び支援状況に関する情報について、会長及び災害対策委員会に報告**（レベル１の場合）****（レベル２・３の場合）**災害対策委員会は支援対応区分の判定発　災 |

（図：発災～支援対応区分後の対応に関する流れ）

**４）支援対応区分の判定**

災害対策委員会は、収集・報告された情報に基づき、第1章の3に沿って支援対応区分を判定する。レベル２・３と判定された場合には、規程に則り、直ちに災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の協議により判定した災害レベルを変更する場合には、速やかに被災県鍼灸マッサージ師会及び関係する都道府県鍼灸マッサージ師会に通知する。

**５）災害支援鍼灸マッサージ師派遣手順**

支援対応区分決定以降、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣に関する手順は以下を原則とする。

**レベル１（単独支援対応）の場合**

①被災県鍼灸マッサージ師会による支援活動との連携

支援対応区分がレベル1の際には、第1章の3）に則り、被災県鍼灸マッサージ師会が災害支援鍼灸マッサージ師の派遣調整を行う。 本会は、被災県鍼灸マッサージ師会の調整による災害支援鍼灸マッサージ師の派遣が終了するまで、状況の変化等を常に注視しながら、被災県鍼灸マッサージ師会との緊密な連携を継続する。

②派遣終了における手続

被災県鍼灸マッサージ師会は、すべての派遣が終了した際に提出される「派遣終了票（様式Ｅ）」を確認し、支援状況等の情報を収集する。

　**レベル２（ブロックの師会支援対応）、レベル３（広域支援対応）の場合**

①災害発生の周知

本会は、「災害発生に関する報告書（様式１）」により全都道府県鍼灸マッサージ師会に情報を提供する。

②被災県鍼灸マッサージ師会から本会への具体的な派遣要請

被災県鍼灸マッサージ師会が本会による災害支援鍼灸マッサージ師の派遣調整が望ましいと判断した際には、必要な支援の内容（派遣者数・場所・期間等）を決定し、「災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請表（様式Ｂ）」により、本会に対し災害支援鍼灸マッサージ師の派遣を要請する。

1. 派遣調整を行う都道府県鍼灸マッサージ師会の決定

上記②により本会が要請を受けた際には、直ちに災害対策本部を設置、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣要請を行う都道府県鍼灸マッサージ師会を決定する。なお、決定に際しては、災害レベルと被災県鍼灸マッサージ師会からの要請内容、移動手段の確保状況、登録している災害支援鍼灸マッサージ師の数などを基準とする。

④本会から都道府県鍼灸マッサージ師会への災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請

ア）本会は、「災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請（様式２）」をもって、都道府県鍼灸マッサージ師会に災害支援鍼灸マッサージ師の派遣を要請する。

イ）災害支援鍼灸マッサージ師を派遣する都道府県鍼灸マッサージ師会は、災害支援鍼灸マッサージ師として登録している会員及びその所属施設（所属施設がある場合に限る。）と派遣調整を行い、「災害支援鍼灸マッサージ師派遣候補者リスト（様式Ｃ）」を本会に送付する。

ウ）初期の段階で、DMATと共同で動く必要があると災害対策本部が判断した場合は、直ちに災害対策委員、被災県またはブロックの災害支援鍼灸マッサージ師の派遣を決定する。

⑤派遣決定の通知

ア）本会は、都道府県鍼灸マッサージ師会が提出した「災害支援鍼灸マッサージ師派遣候補者リスト（様式X）」に基づき、個別の活動場所に応じた「災害支援鍼灸マッサージ師派遣シフト表（様式３）」（以下「シフト表」という。）を作成し、当該都道府県鍼灸マッサージ師会及び被災県鍼灸マッサージ師会に送付する。

イ）本会は、すべての都道府県鍼灸マッサージ師会に対し、「派遣決定通知(様式４)」をもって災害支援鍼灸マッサージ師の派遣決定状況を周知する。

⑥派遣の準備

ア）本会は、「全日本鍼灸マッサージ師会災害支援鍼灸マッサージ師ロゴ」入りのビブスを用意し、災害支援鍼灸マッサージ師を派遣する都道府県鍼灸マッサージ師会又は活動場所に対して必要数を提供・送付する。

イ）災害支援鍼灸マッサージ師を派遣する都道府県鍼灸マッサージ師会又は本会は、シフト表に基づき派遣が決定した災害支援鍼灸マッサージ師に対して、災害支援鍼灸マッサージ師の概要、派遣期間、活動場所、活動内容、宿泊場所、持参物品、保険及び災害時の支援活動における留意点（心構え等）のオリエンテーションを行う。

ウ）本会が災害支援鍼灸マッサージ師の移動手段等を確保する必要があると認める場合には、国及び地方自治体等と航空機、電車、高速道路等の優先使用などについて検討、調整する。

⑦被災県鍼灸マッサージ師会への継続的支援

本会は、災害支援鍼灸マッサージ師の派遣が終了するまで、状況の変化等を常に注視しながら、被災県鍼灸マッサージ師会との緊密な連携を継続する。

⑧災害支援鍼灸マッサージ師からの情報収集

本会は、個別の災害に応じて、派遣した災害支援鍼灸マッサージ師との連絡方法等について都道府県鍼灸マッサージ師会と調整を行い、指示報告系統を明確にした上で当該災害支援鍼灸マッサージ師からの災害現場に関する情報を集約する。

⑨派遣終了における手続

ア）災害支援鍼灸マッサージ師の派遣要請を終了する場合には、被災県鍼灸マッサージ師会は、活動場所ごとに「派遣要請終了票（様式Ｄ）」を作成し、速やかに本会へ送付する。

イ）本会は、「派遣要請終了通知（様式５）」により、災害支援鍼灸マッサージ師を派遣している都道府県鍼灸マッサージ師会に対し追加の派遣が必要ない旨を通知する。

ウ）災害支援鍼灸マッサージ師を派遣している都道府県鍼灸マッサージ師会は、すべての派遣鍼灸マッサージ師の帰還を確認し、「派遣終了票(様式Ｅ)」により本会へ通知する。

エ）本会は、派遣したすべての災害支援鍼灸マッサージ師の帰還を確認し、「活動終了報告(様式６)」により、全都道府県鍼灸マッサージ師会に対し支援鍼灸マッサージ師の派遣が終了した旨を周知する。

⑩派遣終了後のケア

災害支援鍼灸マッサージ師を派遣した都道府県鍼灸マッサージ師会は、派遣した災害支援鍼灸マッサージ師の心身の負担を軽減するため、必要なケアを受けられる機会を設ける。

**第４章 平常時における対応**

**１）本会の役割**

①都道府県鍼灸マッサージ師会及び関係機関等との連携強化

都道府県鍼灸マッサージ師会の災害担当者及び関係諸機関（行政・医療・介護関係団体等）と平時より緊密に情報共有し、連携の強化に努める。

②災害鍼灸医療の普及

より効果的な災害鍼灸マッサージ等の活動を実現するため、災害支援鍼灸マッサージ師に求められる人材像や育成に必要な教育内容の検討を行うとともに、学会等を通じて、災害支援鍼灸マッサージ師の活動や災害鍼灸マッサージに対する理解の促進・普及に努める。

③災害支援鍼灸マッサージ師派遣調整訓練の実施

都道府県鍼灸マッサージ師会並びに災害支援鍼灸マッサージ師及びその所属機関との災害支援鍼灸マッサージ師派遣調整訓練を年1回以上実施し、災害支援鍼灸マッサージ師派遣調整の評価及び見直しを行うことが望ましい。

④その他

その他、災害時支援体制を円滑に整え、効果的な支援活動を行うために必要な事業を行う。

**２）都道府県鍼灸マッサージ師会の役割**

①本会及び各都道府県鍼灸マッサージ師会並びに関係機関等との連携強化

本会・都道府県鍼灸マッサージ師会の災害支援担当者及び関係諸機関（行政・医療・介護関係団体等）と平時より緊密に情報共有し、連携強化に努める。

②災害鍼灸マッサージ医療の普及等

災害医療や災害鍼灸マッサージ医療関連研修等を開催し、災害鍼灸マッサージ医療の普及をはかるとともに、災害発生時に鍼灸マッサージ等による支援活動に従事できるはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師を育成する。

③災害支援鍼灸マッサージ師の登録の推進

災害支援鍼灸マッサージ師の周知及び募集につとめ、災害鍼灸研修修了者等を対象に災害支援鍼灸マッサージ師の登録を推進する。

登録に際しては、災害支援鍼灸マッサージ師の概要について説明を行うとともに、その所属施設に対しては、あらかじめ派遣時の身分について可能な限り合意しておく。都道府県鍼灸マッサージ師会が定める災害支援鍼灸マッサージ師の登録期間（本会は3年を推奨）については、登録の更新ごとに必要な情報提供及び事務手続等を実施し、災害支援鍼灸マッサージ師の登録促進を図る。

④災害対策予算

各県鍼灸マッサージ師会は、自県の災害もしくは近隣の県への災害支援のため日頃より

予算を計上する必要がある。

⑤その他

その他、災害時支援体制を円滑に整え、効果的な支援活動を行うために必要な事業を行う。

**施行日**

この要領は平成28年XX月XX日から施行する。

**関係書類等の流れ一覧表**

|  |  |
| --- | --- |
| 文書表記名 | 用 途 等 |
| 災害状況連絡票（様式Ａ） | 被災県鍼灸マッサージ師会から全日本鍼灸マッサージ師会へ提出・災害状況・被災状況（被災県鍼灸マッサージ師会及び会員の状況を含む）、支援要請の有無について情報を集約 |
| 災害発生に関する報告書（様式１） | 全日本鍼灸マッサージ師会から都道府県鍼灸マッサージ師会に送付・被災県鍼灸マッサージ師会および該当ブロックの状況を提供 |
| 災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請表（様式Ｂ） | 被災県鍼灸マッサージ師会が全日本鍼灸マッサージ師会に対して要請・必要な支援内容（派遣者数、場所、期間等）を要請 |
| 災害支援鍼灸マッサージ師派遣要請（様式２） | 全日本鍼灸マッサージ師会から都道府県鍼灸マッサージ師会に要請・都道府県鍼灸マッサージ師会の災害支援鍼灸マッサージ師派遣の要請 |
| 災害支援鍼灸マッサージ師派遣候補者リスト（様式Ｃ） | 都道府県鍼灸マッサージ師会が全日本鍼灸マッサージ師会に提出・派遣する都道府県鍼灸マッサージ師会が登録している災害支援鍼灸マッサージ師と派遣調整を行う。 |
| 災害支援鍼灸マッサージ師派遣シフト表（様式３） | 全日本鍼灸マッサージ師会から被災県鍼灸マッサージ師会に送付・様式Ｃのリストに基づき個別の活動場所に応じたシフト表（様式３）を作成し、被災県鍼灸マッサージ師会に送付 |
| 派遣決定通知（様式４） | 全日本鍼灸マッサージ師会から都道府県鍼灸マッサージ師会に通知・災害支援鍼灸マッサージ師の派遣決定状況を通知 |
| 派遣要請終了票（様式Ｄ） | 被災県鍼灸マッサージ師会が全日本鍼灸マッサージ師会に提出・活動場所ごとに作成 |
| 派遣要請終了通知（様式５） | 全日本鍼灸マッサージ師会が派遣している鍼灸マッサージ師会に通知・追加の派遣が必要ない旨を通知 |
| 派遣終了票（様式Ｅ） | 派遣している鍼灸マッサージ師会が全日本鍼灸マッサージ師会に通知・派遣しているすべての災害支援鍼灸マッサージ師の帰還を確認 |
| 活動終了報告（様式６） | 全日本鍼灸マッサージ師会が都道府県鍼灸マッサージ師会に周知・派遣したすべての災害支援鍼灸マッサージ師の帰還を確認し、すべての鍼灸マッサージ師会に対し派遣が終了したことを通知 |